

建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成20年8月
国土交通省

1. 背景

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）が平成18年12月に公布されたことに伴い、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）を以下のとおり改正することを予定しております。

2. 概要

【建築士法施行規則の一部改正】

（1）免許の申請

○携帯型免許証の導入に伴い、免許の申請、登録事項の変更の申請、書換え交付の申請及び再交付の申請を行う場合に、本人の写真を添付することとする。

（2）建築士名簿の登録事項

○国土交通大臣又は中央指定登録機関は、構造設計一級建築士証・設備設計一級建築士証の交付を行った場合又は返納を受けた場合には当該構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に係る事項を、登録講習機関から講習の実施に係る報告書の提出を受けた場合には講習の受講に係る事項を名簿に記載することとする。

（3）名簿の閲覧

○国土交通大臣又は中央指定登録機関は、一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所を設けるとともに、閲覧規則を定め、告示又は公示することとする。

（4）構造設計一級建築士証・設備設計一級建築士証

○構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付・再交付の手続き及び返納について規定を設ける。

（5）学科試験の免除

○一級建築士試験の学科試験に合格した者について、学科試験に合格した一級建築士試験に引き続いて行われる一級建築士試験において学科試験が免除される回数を、1回から2回に変更する。

（6）構造設計図書・設備設計図書

○建築士法（以下「士法」という。）第2条第6項の国土交通省令で定める建築物の構造に関する設計図書は、以下に掲げる図書とする。

- ・ 建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号表2の第(一)項(い)欄上段に掲げる建築物ごとに当該各項の(ろ)欄に掲げる図書及び同条第4項第1号表1(い)欄に掲げる建築設備ごとに当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(いずれも構造関係規定に係るものに限る。)
- ・ 建築基準法(以下「基準法」という。)第20条第1号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあっては、建築基準法施行規則第10条の5の21第1項各号に掲げる図書
- ・ 建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号表3の各項の(い)欄上段に掲げる建築物にあっては、当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書
- ・ 建築基準法施行令第81条第2項第1号イ若しくはロ又は同項第2号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物にあっては、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号表3の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

○ 土法第2条第6項に規定する国土交通省令で定める建築設備に関する設計図書は、建築基準法施行規則第1条の3第4項表1の各項の(い)欄に掲げる建築設備ごとに当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(設備関係規定が適用される建築設備に係るものに限る。)とする。

(7) 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士による法適合確認

○ 土法第20条の2第2項の規定による構造設計一級建築士による法適合確認は、以下に掲げる図書の審査により行うものとする。

- ・ 建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号表1各項に掲げる図書
- ・ 構造設計図書
- ・ 基準法第20条第2号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合にあっては、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置含む。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等
- ・ 建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号表4の各項の(ろ)欄に掲げる書類(構造関係規定に係るものに限る。)

○ 土法第20条の2第2項の確認を受けた建築物の構造設計図書の変更の場合における確認は、上記に掲げる図書のうち変更に係る部分の図書の審査により行うものとする。

○ 土法第20条の3第2項の規定による設備設計一級建築士による法適合確認は、以下に掲げる図書の審査により行うものとする。

- ・ 建築基準法施行規則第2条の2第1項の表に掲げる図書
- ・ 設備設計図書
- ・ 建築基準法施行規則第1条の3第4項表2の各項の(い)欄に掲げる建築設備ごとに当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(設備関係規定が適用される建築設備に係るものに限る。)

○ 土法第20条の3第2項の確認を受けた建築物の設備設計図書の変更の場合における確認は、上記に掲げる図書のうち変更に係る部分の図書の審査により行うものとする。

(8) 重要事項説明

○ 土法第24条の7に定めるもののほか、重要事項説明を行う項目は以下の通りとする。

- ・ 建築士事務所の名称及び所在地
- ・ 建築士事務所の開設者の氏名及び法人にあっては代表者の氏名
- ・ 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- ・ 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所
- ・ 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名

(9) その他

- 建築士事務所の登録及び更新の登録の申請時に添付する書類について、建築士事務所に属する建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨も記載することとする。また、管理建築士について、管理建築士の講習の修了証の写しを添付することとする。
- 設計等の業務に関する報告書に、当該建築士事務所に所属する建築士の定期講習の受講履歴及びその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨を記載することとする。
- 建築士事務所において閲覧に供される書類について、建築士事務所に属する建築士の定期講習の受講履歴及びその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨を記載することとする。
- 建築士法等の一部を改正する法律による改正に伴い必要となる様式の修正及び規定の整備等を行う。
- 施行日時点で現行様式の一級建築士免許証を有する者について、新様式の一級建築士免許証の交付を申請することができることとする。

【建築基準法施行規則の一部改正】

- 平成21年5月27日以後に、土法第20条の2の適用を受ける建築物の構造設計を行った場合について、当該構造設計に係る建築物の確認申請時の添付書類として、構造設計一級建築士証の写しを追加する。
- 平成21年5月27日以後に、土法第20条の3の適用を受ける建築物の設備設計を行った場合について、当該設備設計に係る建築物の確認申請時の添付書類として、設備設計一級建築士証の写しを追加する。
- その他所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公布：平成20年10月中旬

施行：平成20年11月28日（建築士法等の一部を改正する法律の施行日）